

V 自閉症・情緒障害のある児童生徒の指導

1 自閉症・情緒障害とは

(1) 自閉症

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

- ① 他人との社会的関係の形成の困難さに関連して現れる行動特徴としては、相手の気持ちや状況を考えず、自分の視点中心で活動しているように見えることがある。（例えば、自分の好きなことを質問し続ける、一人遊びに没頭するなど）
- ② 言葉の発達の遅れに関連して現れる行動特徴としては、概して言語の理解や使用に発達の遅れが見られ、全く言葉を発しないこともある。（他者の言葉を模倣して言う、流暢ではあるが普通の言葉遣いではない独特の言い方、自分の好きなことだけを一方的に質問し続けるなど）
- ③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわることに関連して現れる行動特徴としては、ある行動を同一のパターンで繰り返すこと、環境の変化に適応できないこと、特定の事物に興味と関心が集中することなどがある。

上記の障害特性に加えて、感覚知覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択性、知能テストの項目に著しいアンバランスが見られることがある。

(2) 情緒障害

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意志でコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

心理面で感情や気分の変化は、一般に、どの人にも起きることがあるが、多くは一過性であり、すぐに消滅するので問題にされることは少ない。しかし、それが何度も繰り返されたり、激しく現れたりするなどして、社会的な不適応状態をきたす場合がある。そのような状態にある児童生徒については、特別な教育的対応が必要であることが多い。

また、情緒障害の現れ方としては、自分でも何が原因か、何に自分がこだわっているのかにも気づかず、外出しない状態が長期化することで、閉じこもるような傾向が強くなったり、適切な人間関係が形成できなかつたりする一方で、他人を攻撃したり、破壊的であったりするような行動も見られる。さらに、多動、情動行動、チックなどとして現れる場合もある。

2 自閉症・情緒障害のある児童生徒の指導

(1) 特別支援学級における指導目標

自閉症・情緒障害のある児童生徒に対し、その障害による学習上又は生活上の困難の克服を目的とする。また一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、自立と社会参加をめざす教育を実践する。人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導する。

① 自閉症

円滑に集団に適応していくことなどができるようにするために、多様な状態に応じた指導が大切であり、基本的な生活習慣の確立を図ること、適切に意志の交換を図ること、円滑な人間関係を築く方法を獲得すること、目標をもって学習に取り組むこと、基礎的・基本的な学力を身に付けることなど、個々の児童生徒によって指導目標や指導内容・方法の重点が異なることに留意する。

② 情緒障害

情緒の安定を図り、円滑に集団に適応していくことができるようにするために、多様な状態に応じた指導が大切であり、基本的な生活習慣の確立を図ること、適切に意志の交換ができるようにすること、円滑な対人関係を身に付けること、不登校等による学習空白に配慮しつつ、基礎的・基本的な学力を身に付けることなど、個々の児童生徒によって指導目標や指導内容、指導方法が異なることにも留意が必要である。

(2) 通級指導教室における指導目標

通常の学級で多くを学びつつ、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的とする。

① 個別指導

ア 自閉症

言語やコミュニケーションなどにかかわる基礎的な知識・技能、社会適応力が主な指導内容となる。

イ 情緒障害

カウンセリング的な対応や心理的な安定を促すなどの指導が中心となる。

② グループ指導

特に必要があるときは、個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることが適当である。

(3) 通常の学級における指導及び配慮事項

通常の学級においては、自閉症・情緒障害のある児童生徒について適切な配慮の下に指導が行われる必要がある。指導を担当する教員は、児童生徒の実態の把握に努め、特別支援学級及び通級指導教室における指導方法も参考にするとともに、ティーム・ティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を行うことも重要である。

3 教育課程

特別支援学級又は「通級による指導」において特別の教育課程を編成する場合には、学校教育法に定める小・中学校の目的や目標を達成することを前提とする。小・中学校学習指導要領総則では、特別支援学級において実施する特別の教育課程について、次のように書かれている。「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」「児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に変えるなどして実態に応じた教育課程を編成すること。」となっている。（「第2章Ⅲ教育課程の編成」参照）

以下に、教育課程の編成についての参考例を示す。

(1) 教育課程の編成

① 自閉症・情緒障害特別支援学級の場合

基本的には小・中学校の教育課程を基準としながら、特別支援学校学習指導要領を参考に編成する。一人一人の情緒面・学習面のニーズに応じた支援に主眼をおいた意図的・計画的な指導が行える編成をする。

② 自閉症・情緒障害通級指導教室の場合

基本的には通常の学級での学習におおむね参加できる児童生徒である。そのため通常の学級の教育課程と連携しながら特別支援学校学習指導要領第7章に示す自立活動を中心とし、具体的な目標や内容を定め指導を行う。また児童生徒の障害による生活上や学習上の困難さ等に即し、必要に応じて教科等の内容を取り扱いながら自立活動を行う特別な教育課程を編成する。

(2) 教育課程作成における週時程表の具体例

週時程表の作成に当たっては、児童生徒がどのような障害の状態であり、どのような指導を必要としているのかについて実態を把握し、指導計画を明確にするとともに、個別的な対応を図るよう指導体制を整えることが必要である。

次頁に形態ごとに概略を記す。

① 自閉症・情緒障害特別支援学級の場合

<例1：小学校の週時程表> () は交流学級

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	国語	国語	国語
2	算数	算数	道徳	算数	算数
3	(社会)	(理科)	(体育)	(図工)	(社会)
4	(理科)	(体育)	算数	(図工)	自立活動
5	音楽	(総合)	音楽	(学活)	(体育)
6		自立活動	(ク・委)		(総合)

交流及び共同学習では、特別支援学級の担任と一緒に交流先の教室に行って支援したり、「多様な学びの場」としての通常の学級の担任と連携したりすることが重要である。

自立活動の指導の時間では、特に自閉症・情緒障害による困難さに対応した「心理的な安定に関する指導」「人間関係の形成に関する指導」「環境の把握に関する指導」「身体の動きに関する指導」「コミュニケーションに関する指導」などに焦点をあて、改善につながる指導内容とすることが望ましい。

<例2：中学校の週時程表>

	月	火	水	木	金
1	国語	数学	社会	国語	英語
2	数学	国語	数学	英語	数学
3	英語	道徳	英語	(保体)	(理科)
4	(理科)	(美術)	(保体)	社会	自立活動
5	社会	(音楽)	国語	(技・家)	(保体)
6	(保体)	自立活動		(学活)	(総合)

② 自閉症・情緒障害通級指導教室の場合

指導の大半が個別指導で実践されるが、集団参加の前段階として、自立活動の「人間関係の形成に関する指導」や「コミュニケーションに関する指導」を取り入れたペアや小集団等で学習する形態も必要に応じて位置づけたい。

児童生徒は、週時程に決められた指導時間以外の大半は通常の学級で学習するため、双方の担任同士が連携を取り合い効果的な指導を行うことが教育上欠かせない要件となる。

<例：通級指導教室で児童生徒(A～J)の10名が、週に1～8時間程度指導を受ける場合>

	月	火	水	木	金
1	自立活動A	自立活動C	自立活動A	自立活動AB	自立活動J
2	自立活動B	自立活動EF	自立活動H		
3	自立活動C	自立活動EF	自立活動I	自立活動D	自立活動C
4	自立活動D	自立活動G		自立活動EF	
5	小集団 I		自立活動B	自立活動HI	小集団 II
6	BCGH	(ク・委)	自立活動G		ADF

A～Jの児童生徒は決められた時間に個別指導を受けるが、状況に応じペア学習又は小集団でも学習を進める。小集団の内容は体育等を兼ねた集団行動の学習や社会性を育てるための学習等が中心となることが多い。なお、児童生徒ごとに個別の指導計画を作成し、一人一人に応じた指導を心がけることが欠かせない。

4 合理的配慮の観点例(「教育支援資料<文部科学省>平成25年10月」より)

(1) 自閉症

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。(動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等)

①-1-2 学習内容の変更・調整

自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等）

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細やかな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

①-2-2 学習機会や体験の確保

自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際の体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序をわかりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

情緒障害のある子供等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリングの対応や医師の診断を踏まえた対応等）また、自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子供や教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

自閉症や情緒障害のある子供は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配置

衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮

災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

(2) 情緒障害

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

社会適応に必要な技術や態度が身に付く指導内容を工夫する。

①-1-2 学習内容の変更・調整

心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

場合によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮する。

①-2-2 学習機会や体験の確保

治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

情緒障害のある子供等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリングの対応や医師の診断を踏まえた対応 等）

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにする。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の子供や教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

情緒障害のある子供は、災害時の環境の変化に対応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などをわかりやすくする。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配置

衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮

災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

一人一人の実態に応じた指導と併せて、児童生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要である。自閉症・情緒障害の児童生徒にとって「安心できる環境、整理された環境、わかりやすい環境」とは、人的環境では「共感的なかわり」「具体的・肯定的・視覚的・簡潔な伝え方」などであり、学習の場の環境としては、「活動と場所の一致」「刺激の整理」「視覚化・焦点化」「自己調整の場の設定」「活動の導線の整理」などがある。

また、一人一人の障害の状態に対する教育内容・方法の決定については、情緒や社会的適応の状態を十分に考慮し、医療・相談機関との連携を密にして慎重に進める必要がある。不登校に対しては、適応指導教室等における対応が適切である場合もあることから、慎重に検討する必要がある。

指導内容のうち、自立活動については、本資料集の第4章V「自立活動の指導について」を参考とする。また、教科等については学習指導要領に準拠しながら、発達段階や学年の内容を踏まえ、指導に当たる。

指導を進めるに当たり、発達段階や興味・関心に即した学習内容、学習方法、教材・教具、認知の特性に即した提示方法、学習にかかる時間、学習の活動場所等を工夫することが大切である。そのことにより、その児

児童生徒に最も適した活動を選択できる状況がつけられる。さらに、指導のねらいを常に明確にしながら、個に
適した学習形態の工夫を図りたい。個別学習、ペア学習、小集団学習、交流及び共同学習など、学習形態の工
夫をし、活動の多様化を図るとともに、生きる力を高める指導をすることが必要である。また、複数の指導者
が確保できるときは、チーム・ティーチングを積極的に取り入れ、活用していくことが大切である。

① 自閉症

ア 日常生活の技術を身に付けるための指導

- ・食事、排泄、衣服の着脱など
- ・学校生活の流れの理解（心理的な安定を促し、固執性が目立たないように配慮）

イ 運動機能、感覚機能を高めるための指導

- ・動作の模倣、遊具や道具を使った運動等（自ら身体を動かそうとする意欲を育て、協応動作等、運動機
能の調和発達を図る）

ウ 言葉の内容を理解するための指導

- ・人の言葉に注意を向ける、人の話を聞く、返事や挨拶をするなど（人とのかかわりを深めるための基礎
づくり）
- ・模型の電話やマイクを使って話すなどの場の設定（言葉を理解するとともに、実際の生活に必要な言葉
を適切に使用できるように）

エ 人とのかかわりを深めるための指導

- ・友達や教師と一緒に活動する喜びや楽しさを味わう（集団の雰囲気慣れる）
- ・動作の模倣、遊び、劇、係活動など（集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるように）
- ・交流及び共同学習として、通常の学級での授業や特別活動に参加

② 情緒障害

ア 日常生活習慣のための指導

- ・食事、排泄、衣服の着脱など（生活に必要な諸技能を習慣として身に付けることが大切）

イ 人とのかかわりを深めるための指導

- ・友達や教師と一緒に活動する喜びや楽しさを味わう（集団の雰囲気慣れる）
- ・動作の模倣、遊び、劇、係活動など（集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるように）
- ・交流及び共同学習として、通常の学級での授業や特別活動に参加

(2) 具体的な取組

＜例：特別支援学級における取組例 個別の指導計画＞

令和 年度 学期 作成日： 年 月 日 作成者： NO. 1

児童名		学年	
		生年月日	
児童・保護者の願い		長期目標	
<児童> ・友達と仲良く過ごせるようになりたい。 <保護者> ・集団の中で落ち着いて行動できるようにしたい。 ・友達との適切な関わり方を学ばせたい。		①気持ちをコントロールして、周囲の状況に合った行動をとることができる。 ②自分の気持ちや考えを相手に分かるように言葉で表現することができる。 ③できることを増やし、自信をもつことができる。	
	短期目標	指導の手立て	評価
自立活動	【身体の動き】 ①様々な運動に取り組み自信を持つことができる。 ②指示に従って行動することができる。	・めあてや運動のポイントを分かりやすく示し、丁寧に教える。向上したところを本人と確かめて、褒める。 ・話の聞き方を示した表を見せたり、振り返り学習を行ったりして言動のコントロールを促す。 ・指示を最後まで聞くよう、具体的に教える。少しでもできている時にはこまめに評価し、褒めるようにする。約束やルールについては事前に見通しが持てるよう、具体的に分かりやすくポイントを説明しておく。	
	【人間関係の形成】 ①人の表情や感情、状況に、気付くことができる。	・人の表情や感情について教える。 ・状況を整理した絵を用いて、全体の状況を理解できるようにする。 ・出来事の振り返りを継続して行う。	
	【コミュニケーション】 ①自分の気持ちや考えを言葉で相手に分かるように伝えることができる。 ②友達と仲良く交流することができるようにする。	・教師は、本人の気持ちや考えを共感的に聞く。相手に伝わるように話したり、相手の言葉を受け取って返事をしたりするよう、必要に応じて支援する。 ・感覚や感情を表す言葉の語彙を増やし、日常の場面でも活用できるように促す。必要に応じて教師が言葉を補ったり、言い方を教えたりする。 ・上手な頼み方や断り方、誘い方、話し合いの仕方等学習したことを友達との関わりの中でも生かすよう言葉掛けをする。 ・相手の気持ちを考えて行動しようとしているか、事前にめあてを持って取り組めるよう支援する。遊びの中でトラブルが起きた時には、教師が間に入り、適切に状況を理解して解決方法を学べるよう支援する。	

<引用・参考文献>

- 1) 就学指導資料 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) 平成 14 年
- 2) ガイドブック 自閉症のある子どもへの支援 (千葉県総合教育センター) 平成 20 年
- 3) 教育支援資料 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) 平成 25 年
- 4) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (通知) (文部科学省) 平成 25 年
- 5) 国立特別支援教育総合研究所ホームページ
- 6) 小学校学習指導要領 (文部科学省) 平成 29 年 3 月
- 8) 中学校学習指導要領 (文部科学省) 平成 29 年 3 月